

足立区バドミントン協会及び 加盟団体における倫理ガイドライン(案)

スポーツは、「体を動かし心を豊かにしたい」という誰もが求めるものです。スポーツをとおして、誰でも楽しく健康になりたいという要求をかなえてくれます。特に、子どもにとっては「フェアプレーの精神」を養う良い機会となります。

バドミントン協会及び加盟団体は、バドミントンを通じて区民の健康推進及び競技の普及をするため、加盟する全ての団体とその会員が、その活動において暴力行為を絶対にしないことを宣言して、公明正大で、健全な行動を実践します。

私たちは、区民の信頼を維持・増進するため「足立区バドミントン協会倫理委員会」を設置し、様々な対応策に取り組みます。

1 暴力の意味

- 1 暴力とは、身体だけでなく精神的な暴力もある、と考える。
- 2 威張り散らし(パワハラ)や性的嫌がらせ(セクハラ)も暴力だ、と考える。
- 3 薬物使用は、健康やフェアプレー精神に反する暴力だ、と考える。

(1) バドミントン協会及び加盟団体、全ての会員の責任で取り組む

- ① バドミントン協会の役員や監督、コーチ、現場指導者は、暴力を排除し、暴力行為と受け取られることをしない。
- ② バドミントン協会に加盟する団体の役員や指導者も、同様に暴力を否定する。

(2) スポーツ活動は、互いの信頼関係から

- ① 役員・監督・コーチ・審判員、競技者は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用して弱い立場の者に対して暴力行為をしない。
- ② 同様に、その役割や立場を超えた暴力行為をしない。
- ③ 同様に、個人的人権(プライバシー)に対しても十分配慮する。

(3) 信頼される団体運営をしよう

- ① バドミントン協会は、公的な組織です。団体の運営や経理処理は公明正大に努め、誰から見ても信頼されるようにしよう。
- ② 補助金や助成金は、その目的に合わせ、正しく経理をしよう。
- ④ 経理の処理は、担当者任せにしないで、みんなで確認・チェックをしよう。
- ⑤ 不正な行為を禁止する規則・ルールはみんなで作ろう。
 - ア) 金銭の横領、報酬、手当、接待、供応などの強要がないか。
 - イ) 施設用具の購入に伴う贈収賄がないか。

- ウ) 不適切な指導や監査がないか。
- ⑥ 代表選手の選考や役員の選考は、公平で透明にしよう。
- ⑦ スポーツ活動以外でも社会のルールを、厳しく守ろう。

(4) **スポーツの成果は、風通しの良いスポーツ活動から生まれる**

- ① スポーツ活動は、組織の力が発揮される風通しの良いスポーツ環境づくりからはじめよう。
- ② 風通しの良いスポーツ活動とは、
被指導者や会員が目的や指導目標を理解し、相互の対話と協力ができるコミュニケーション豊かな状態のこと。
- ③ コミュニケーションが豊かなスポーツ活動とは、
 - ア) 団体の組織目標や役割、判断、行動に必要な情報が共有されている。
 - イ) 起きている問題や予想される課題を協議して解決している。
 - ウ) 不正や怠慢があれば互いに注意しあっている。
- ④ スポーツ指導のプロとは、被指導者の苦情や意見を信頼に変えてしまう人のこと。
 - ア) 公正・公平に対応できる。
 - イ) 方法や対応の根拠や基準を明確に説明できる。
 - ウ) 迅速かつ効率的に行動できる。
 - エ) いつでも、どんなときでも安定した対応ができる。

2 バドミントン協会の行動指針

私たちバドミントン協会の役・職員は、スポーツ活動をとおして「一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮せる活力ある足立」を築くため、相互の信頼関係を何よりも大切に考えます。

そのため、スポーツ活動における暴力を徹底的に防止するため、あらゆるスポーツ活動において、信頼されるスポーツマンシップを発揮します。

- 1 私たちは、あらゆるスポーツ活動を心豊かな生活の実現に向けて行動します。
- 2 私たちは、法令、社会のルールを遵守する体協会員として行動します。
- 3 私たちは、一人ひとりの力が発揮できるスポーツ活動のために行動します。

3 バドミントン協会倫理規定

バドミントン協会の組織的なスポーツ活動が、感謝の言葉につながり、会員の力量と目標や実態が調和するならば、会員は満たされ、非行や不注意行動が減少するという認識で、バドミントンを通して得られる満足感、達成感、感動が最高の報酬となるよう活動を支援する。

そのため、『協会役員等倫理規程』を定め、区民の信頼を維持するため『協会倫理委員会』を設置し、各種相談や簡易な協議、報告などに応じる窓口を事務局とし、情報収集に努める。必要に応じて倫理委員会に報告し、対応を協議する。

倫理委員会の委員長は、バドミントン会長が当たり、委員は役員会が兼務する。ただし、議論の公正さを確保するため、相談などの当事者となる可能性がある役員は出席させない。

- 1 すべての悩みを一人で抱え込まず、コミュニケーションを活性化します。
- 2 報告、連絡、相談を通して相互の理解を深め、孤立した会員を無くします。
- 3 風通しの良いスポーツ活動で「プロの仕事」ができる会員を育成します。

足立区バドミントン協会 役員等倫理規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、足立区バドミントン協会（以下「協会」という。）の理事、役員、会員等の倫理に関する基本となる事項を定めて、協会の目的、事業執行の公正さについて区民の疑惑や不信を招くような行為を防止して協会に対する社会的な信頼を確保する。

(役員等の範囲)

第2条 この規程の役員等とは、理事、役員、会員及び協会の事業や催し物に従事する者をいう。

(役員等の基本的責務)

第3条 役員等は、協会の第5条に定める「目的」を達成するため、協会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役員等の遵守事項)

第4条 役員等は、暴力、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2. 役員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、協会に倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、協会の第22条に定める役員会の議決により別に定める。

(役員等がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 役員等が、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、協会の代表者は、直ちに調査して、違反する行為があったと認められる場合には、意見を聴取したうえで、厳正に必要な措置をとる。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、役員会の承認を得て別に定める。

附則1. この規程は、平成26年1月1日から施行する。

足立区バドミントン協会倫理委員会規程(案)

(目 的)

第1条 この規程は、バドミントン協会が、足立区におけるバドミンントンの統一組織としてその自覚と責任をもち、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、バドミンントンの振興を通じて、その社会的使命を果たしていくためにバドミンントン協会倫理規程に基づいて設置する倫理委員会について、必要な事項を定める。

(所 掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) バドミンントン協会の役・職員(以下「役員等」という。)の綱紀肅正の推進に関すること。
- (2) バドミンントン協会の役員等と加盟団体関係者について、関係規定の順守の確認と「バドミンントン協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の周知徹底及びガイドラインに基づく改善勧告等の検討に関すること。
- (3) バドミンントン協会役員等が倫理規定に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合に、会長の求めに応じ、意見を述べること。
- (4) 役員会の求めに応じ、事実関係の確認を行い、その結果を報告すること。

(委 員)

第3条 委員会に次の委員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委 員 若干名

第4条 委員長は、バドミンントン協会会長とする。

- 2 委員は、役員から推挙し、役員会に諮った上で委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、協会理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(規程の変更)

第7条 この規程は、役員会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は平成25年〇月〇日から施行する。

公益財団法人足立区体育協会 役・職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人足立区体育協会（以下「協会」という。）の評議員、理事、執行役員、委員会委員及び職員（以下「役・職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、協会の目的、事業執行の公正さに対する区民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役・職員とは、協会定款第17条に規定する評議員、同第29条に規定する理事・監事、同38条に規定する理事、同第50条に規定する職員をいう。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、協会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、協会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

- 第4条 役・職員は、暴力、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
2. 役・職員は、個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
 3. 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
 4. 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
 5. 役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会の設置)

- 第5条 この規程の実効性を確保するため、協会に倫理委員会を設置する。
2. 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

- 第6条 評議員及び役員等が、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者（担当理事）は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該評議員及び役員等がこの規定に違反する行為があったと認められる場合においては、代表理事は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に定款第18条及び第34条に基づく必要な措置をとるものとする。
2. 協会の職員に関する対処は、協会職員就業規則第21～25条等の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

公益財団法人足立区体育協会倫理委員会規程

(目的)

第8条 この規程は、公益財団法人足立区体育協会(以下「協会」という。)が、足立区におけるスポーツの統一組織としてその自覚と責任をもち、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通じて、その社会的使命を果たしていくために、協会役・職員倫理規程に基づいて設置する倫理委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第9条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 協会及び協会役・職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 協会役・職員及び協会加盟団体関係者について、関係規定の順守の確認並びに「公益財団法人足立区体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の周知徹底及びガイドラインに基づく改善勧告等の検討に関すること。
- (3) 協会役・職員が協会役・職員倫理規定に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合に、会長の求めに応じ、意見を述べること。
- (4) 理事会の求めに応じ、事実関係の確認を行い、その結果を報告すること。

(委員)

第10条 委員会に次の委員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第11条 委員長は、会長とする。

- 2 委員は、執行役員及び学識経験者のうちから推挙し、理事会に諮った上で委嘱する。

(任期)

第12条 委員の任期は、委嘱日より開始し、協会理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第13条 委員会は委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(規程の変更)

第14条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は平成25年4月1日から施行する。